

永森委員長 おはようございます。

ただいまから、本日の予算特別委員会を開会いたします。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

### 鍋嶋慎一郎委員の質疑及び答弁

永森委員長 鍋嶋委員。あなたの持ち時間は60分であります。

鍋嶋委員 おはようございます。本日のトップバッターをさせていただきます鍋嶋です。どうぞよろしく願いいたします。

昨日、第2選挙区支部の県議9名にて、元日の地震の落石で損傷した黒部峡谷鉄道の鐘釣橋を視察に行ってきました。

今なお石が落ちてくるおそれがあるということで、300メートル上にある大きい岩盤を少しずつ砕きながら、どうにか危険性がなくなるようにという工事が進められている最中でありました。また、樺平まで行けないということで、その途中であります猫又駅で、少しでもお客さんに景色を楽しんでもらおうとそこを開放する工事が進められているということでした。10月5日から開放されるということなので、そちらを多くの方に楽しんでいただきたいなと思っているわけであります。

まだまだ先が見えないこのキャニオンルート全線開通でありますけれども、一日も早い全線開通を祈りたいと思います。

それでは、最初の質問であります有害鳥獣対策についてお聞きいたします。

先日、私は稲刈りをしておりました。すると、あぜのほうに大きい石が見えまして、何でこんなところかと思いついて近づいていくと、それは大きなタヌキでありました。コンバインの音にも大ききさにもびっくりすることなくこちらをずっと見てい

たわけですけれども、1周回ってくるともうそのタヌキはいま  
せんでした。恐らく田んぼの中に入ったのかと思いながら、少  
しスピードを緩めながら刈っていたわけですけれどもいろいろ  
とありまして、その後のことはまた個別にお聞きいただければ  
と思います。

昔は稲をコンバインで回り刈りしていると、最後近くになっ  
てくると大きいもので子犬ぐらいの大きさのねずみがぴょんぴ  
ょんと出てきたものですが、最近ではめったに出てこな  
くなりました。その要因をほかの人に聞いていると、野生動物、  
ハクビシンやタヌキ、キツネが増えてきたこと、その野生動物  
がそういったものを食べているんじゃないかと聞きました。ど  
うしてその野生動物が増えたのかと言いますと、最近すみかとな  
ります空き家が増えてきたと聞きました。また、犬を飼う方  
は多いんですけれども、室内で飼う方が多くて室外で飼う方が  
最近は少ないということで、天敵が少なくなった、それで多くな  
ったのではないかと聞いております。

各市町村においては、そういった野生動物を捕獲するための  
おりを貸し出しているわけですが、そのおりが足りなくな  
るぐらい多いと聞いておりますので、県といたしましても、  
市町村と共に協力し合って解決につないでいけばと思ってお  
ります。

また去年は、人間の居住地にて熊の出没が頻発し、人身被  
害も発生いたしました。今年に入っても県内各地において目撃  
情報が続いており、今年5月にはイノシシが住宅敷地内に入り  
込み、その家の住人がけがを負う被害が発生するなど、このよ  
うな命の危険を伴う事故の未然防止に向けて侵入防止対策を強  
化する必要があると考えております。

最近では、人間のいるところに行けば食べ物があると認識して  
いる熊もたくさんいるとの話でした。最近では、Z世代の熊と言

われ、人のいるところに行けば食べ物があるというDNAが組み込まれているのではないか、母親と共に子熊のときにそういったところに行ったことが、今、お腹がすいたときにそこに行けば大丈夫だと思っている熊が多いと聞いております。また、安心と言われる熊鈴、この熊鈴をつけて山に登ると、熊とすればそこに人間がいると認識し近づいてくる熊もいるのではと聞いております。そう考えると、人の居住地に来るものは仕方ないとしても、もはや自ら山に入っていくのは危険な時代になったのかもしれない。

黒部市では、熊が人里に下りて来る前に対応できるようにAIカメラを設置し、被害防止に役立てるとのことでありました。同じように、富山市や魚津市でも導入の予定があるとのことですが、すけれども、県といたしましても、人間の居住地域への侵入防止対策にどのように取り組んでいるのか、竹内生活環境文化部長にお伺いいたします。

**竹内生活環境文化部長** 県では、御指摘もございましたが、昨年度、ツキノワグマによる深刻な人身被害の発生を踏まえまして、本年度の当初予算におきましては、熊出没件数が多い地域での緩衝地帯整備や電気柵設置への支援、そして河川の伐木や草刈りなどに加えまして、市町村が取り組む熊対策への補助につきまして、例えば放任果樹の除去に係る補助上限額を撤去するといった人身被害の防止に向けた侵入防止対策を強化したところでございます。また、イノシシにつきましても、国の交付金等を活用しまして、農地周辺での侵入防止柵の整備、奥山での専門チームによる捕獲など対策を実施しているところでございます。

今年の県内における熊の出没状況につきましても、1月から8月までの出没件数が225件と、やはり昨年152件を上回っております。御指摘のとおり、既に6月に1名の方の人身被害も

発生しております。また、イノシシにつきましても、今年5月に4年ぶりに人身被害が発生しております。

今月の9日に開催いたしました被害防止対策会議におきましては、秋の熊の活動期を迎えて、誘引物の除去や緊急時の体制について再確認いたしました。また、イノシシの組織的、広域的な捕獲状況についても、関係者と共有を図ったところでございます。

こうした状況も踏まえまして、今回の9月補正予算におきまして、市町村の熊対策への支援を増額、そのほか熊類の指定管理鳥獣化に伴い充当可能となりました国の交付金を活用して、新たに設置する県の「クマ被害防止専門チーム」による追い払い、見回り、捕獲、そして出没頻度が高い地域での出没対応研修の実施など、熊対策をさらに強化する予算を計上させていただいて議会にお願いしているところでございます。

引き続き、緩衝帯となります里山林や河川敷の整備、そして電気柵の設置、誘引物の除去など、人間と野生鳥獣のすみ分けを図り、人身被害の未然防止に取り組んでまいります。

**鍋嶋委員** ありがとうございます。

各市町村によって行われることも違うと思いますし、そこに出て来る動物によってもまた違ってくると思うんですけれども、少しでも人身被害が減ること、また田畑が荒らされることが減ることを願っておりますので、また、よろしく願います。

では次の質問に入らせていただきます。

熊の生息地であったり、人間の生活環境は常に変化をしていることから、ゾーニングの定期的な見直しが重要であると考えます。また、県民にも自身の居住地がどのような地域なのか知ってもらうためにも、ゾーニングの公表が必要と考えます。

熊による被害の増加に対応するため、現在設定しているゾー

ニングの区分や、区分ごとの施策について見直しを図るとともに、県民への周知のためにも防災ハザードマップのように分かりやすく公表をすべきと考えますが、竹内生活環境文化部長の御所見をお伺いいたします。

**竹内生活環境文化部長** 県のツキノワグマ管理計画におきましては、熊の生息状況、そして自然環境、土地利用形態、また熊の目撃情報など、地域の実情に応じまして、市町村のほうで地域区分の設定、今御紹介ありましたゾーニングを行うこととしております。

この計画におきましては、人間活動がほとんどなく主に熊が生息する地域を「ゾーン1 生息保護地域」といたしまして、人間活動が行われ熊も生息している地域を「ゾーン2 保護調整地域」、そして人間活動が活発で熊が本来生息しない地域を「ゾーン3 被害防止地域」と3つの区分に分けまして、それぞれのゾーンにおける被害防除、生息環境管理、個体群管理に係る施策を進めております。原則、計画期間が5年間となっております。5年ごとに見直すこととしているところです。

御提案ありましたゾーニングの公表についてでございますけれども、昨年度、先ほども申し上げましたが、熊による深刻な人身被害の発生がございまして、市町村からゾーニングの公表について意見をお聞きいたしました。そのときには、公表に肯定的な御意見もある一方で、「行政側が取るべき対応をゾーニングごとに定めているもので住民に取っていただく対応を示しているものではない」とか、「出沒時の住民への注意喚起はどのゾーンであっても行う必要があって、あらかじめ公表するメリットがあるのかな」といったような慎重な御意見もございました。

現在、熊の生息状況調査や行動圏調査を実施しております。今後この調査結果も参考に、令和9年4月に県ツキノワグマ管

理計画の本格改定を予定しておりますが、こちらに向けた議論を開始したいと考えております。その議論の中において、ゾーニングの区分や区分ごとの施策の内容、さらには今御提案のありました公表の有無についても検討することとし、市町村をはじめとする関係機関の御意見を聞いて協議してまいりたいと考えております。

**鍋嶋委員** 市町村側と十分検討していただくのがまず一番なのかなと思っていますし、5年ごととありますけれども、これだけ増えてきている状況の中で、5年を3年なり2年ごとにでもして、大変かもしれませんが、そういったことをしっかりとやって数の把握、ゾーニングをしっかりとしていくことも必要かなと思います。

あと、県民に向けては、やはり地域がそうだと分かるように、見たくない人、必要がないと思っている人がいてもそれは公表していてもいいのかなと思います。それを見て、改めて自分の住んでいる地域はどういったところかということが分かると思いますので、強制はできないにしても、近くに熊や野生動物がいることが分かる形にしていくことも必要かなと思っていますので、またよろしく願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。

私が狩猟免許を取得いたしましたのは、2006年、平成18年10月に、私の住む入善町において1人の男性が熊に襲われ死亡したことがきっかけでありました。同じ農業をしている方が有害鳥獣駆除隊ということもあり、当時の人員の少なさ、高齢化等の様々な問題があることを聞き、これは町のためにどうにかしなければいけないということで、事件から間もなく農協青年部員10名ほどで狩猟免許を取得しました。諸先輩方に御教示いただきながら、今も鳥獣被害対策実施隊として活動していますが、いかんせん新しく入ってくる人よりも高齢化や仕事の関係を理

由に辞めていかれる人のほうが多いのが現状であります。

有害鳥獣対策の実践的活動を担う自治体の役割は極めて重要であると考えますが、隊員の高齢化や狩猟免許取得者の減少などにより活動の維持が難しくなっており、地域の安全確保に向けた体制として不安があるのはどの市町村も同じであると思います。このように鳥獣被害対策実施隊の成り手不足が課題となっている今、人材の確保に向けて早急な対策が必要と考えますが、県としてどのように取り組むのか、竹内生活環境文化部長の御所見をお伺いいたします。

**竹内生活環境文化部長** 鳥獣被害防止特措法に基づきます鳥獣被害対策実施隊は、県内の14市町で設置されておりました。有害鳥獣の捕獲、そして防護柵の設置を担っていただいております。市町村の実施隊等に属する捕獲従事者は、近年横ばいで推移しております。今年度は677人ということになっております。

実施隊員等の確保自体は市町村にお願いしている事務でございますけれども、隊員となり得る狩猟免許所持者を増やしていくことが県の大事な役割だと考えております。このため、狩猟免許試験の回数を従来年1回でございましたけれども、平成19年度には2回にし、平成26年度には3回にすると、順次増やしてきております。また、狩猟の魅力を紹介するガイドンス、そして初めて狩猟免許試験を受験する方を対象に講習会を開催するといった取組を行ってきております。そうしたこともあって、平成18年度には876人であった免許所持者が、令和5年度には1,422人まで回復しているところでございます。

また、御質問の中でありましたように、実施隊等が活発に活動いただくためには、若い世代の参加が重要とも認識しております。狩猟免許保持者に占める60代以上の割合、これがピーク時の平成23年は約60%だったわけですが、令和5年度は約45%と若返りの傾向にはあります。しかし、依然高齢者の割

合が高く、後継者の確保も課題となっております。

そこで、県が指定管理鳥獣対策として県内8地区に設置しております捕獲専門チームでは、ベテランと若手が合同で猟を行うなど技術の伝承に努めております。若手メンバーの育成を図っているところでございます。

さらに今年度におきましては、主に40代未満の方々を対象として、狩猟に興味を持っていただきたいということで、新たに狩猟のPR動画を作成してSNSで配信するとか、狩猟体験イベントを開催するなど、若い世代の狩猟免許の取得促進に努めているところでございます。引き続き鳥獣管理の担い手確保、そして育成に向けて取り組んでまいります。

**鍋嶋委員** 県のほうでいろいろされていることは十分承知でありました。しかし、なかなか人が増えない、一緒にやってくれる人がいないというのが現状でありまして、これからも引き続き努力されますことをよろしくお願いいたします。

今ほど言われたように、若い人というのは本当になかなか入ってくれないといえますか、分かってくれないといえますか、自分のことで一生懸命なのか、なかなか話も聞いてもらえない状況であります。私もいろいろと声をかけながら、またそういった方に参加していただくように声かけしたいと思っております。

次の質問ですけれど、今ほどもありましたイベントの話ですが、狩猟によって捕獲された動物はフランス料理でいうジビエとして多くの人に愛されています。このジビエ料理については少しずつ普及が進んできたとは思われますが、狩猟についての魅力や役割はまだまだ県民にとってなじみが薄く、様々なイベントや取組による理解促進が重要であると思っております。

高齢化や後継者不足による狩猟者の減少の中で、新たに狩猟を行う人を確保するため、今年度初めて狩猟体験イベントが開



催されましたが、その内容と参加実績、参加者の反応はどうであったか、お伺いたします。

**竹内生活環境文化部長** 御紹介いただきました、また先ほどの答弁でも一部触れさせていただきましたけれども、県では鳥獣管理の新たな担い手の確保を目的に、一般の方を対象にして狩猟の魅力や社会的役割への理解を深めていただくということで、狩猟体験イベントを本年度新たに実施させていただいております。

7月に富山市内の山間地で開催いたしました第1回イベントにおきましては、ジビエ肉を使ったバーベキュー体験、そしてわなの設置方法の見学や操作体験、また獲物の解体施設の見学や解体方法の説明の聴講、そして現役ハンターとの意見交換などを行ったところでございます。

定員15名に対して、20代から50代までの方33名の申込みがございました。狩猟に興味をお持ちの方が相当数おられるものと感じております。

参加者からは、「ハンターとじかに接し狩猟への理解が不足していたことが分かった」、また「社会的意義のある誰かがやらなければならない役割だと思った」、「狩猟の資格取得から実際に猟を行うまでのサポートが欲しい」といった御意見を頂いたところでございます。

本年度はこのイベントのほかに、狩猟の様子や若手ハンターへのインタビューなどを紹介するPR動画の制作を進めております。今回のイベント参加者からの意見も踏まえ、免許取得までの手続の流れに関する分かりやすい解説を織り込んでいきたいと考えております。今年度3回目となりますけれども、来年2月の狩猟免許試験に向けまして、10月からPR動画を順次公開し、併せて、12月には第2回の狩猟体験イベントを開催する予定でございます。

引き続き、狩猟の魅力、また狩猟の社会的役割や意義の周知、そして新規の免許取得者の増加や若手狩猟者の育成などに取り組んでまいります。

**鍋嶋委員** ありがとうございます。

12月にもイベントを開催されるということで、定員15人のところ33人の応募があったということで、非常にまた成果を期待するところでもあります。

私たちのまちでも、狩猟がどういうものか分かってもらうためにイノシシ鍋を振る舞ってみたり、模型銃を使って射的みたいなことをしますけれども、なかなかそれが伝わらないのが現状ではあります。また、今議会でたくさん出ているわけですがけれども、アニメや漫画などを使ったPR、こういったもの、もちろんPR動画を私も見させてもらいました。非常によくできているんですけれども、やはりアニメや漫画などを使うとまた柔らかくなって、非常に有効なのかなと思いますので、いろいろやらなければいけないと思いますけれども、そういったことにも取り組んでもらえたらと思います。

次は警察関係について質問させていただきたいと思います。

昨年5月、長野県にて警察官が猟銃を用いて射殺された事件がありました。これはまだ記憶に新しいところでもあります。その際使用されたのがハーフライフル銃であったことから、今年6月に銃刀法が一部改正され、ハーフライフル銃の所持規制が強化されることになりました。

国会での審議では、有害鳥獣の駆除等に支障が生じないように、許可要件に関し、地域の実情に応じた柔軟な運用を検討する旨の附帯決議がされましたが、本県における熊等の有害鳥獣駆除隊への影響について、高木警察本部長にお伺いいたします。

**高木警察本部長** 今回の銃刀法の一部改正によりまして、いわゆるハーフライフル銃の所持許可基準をライフル銃と同様の所持

許可基準として適用することとなりますが、当該改正内容は令和7年3月13日までに施行される予定であります。正確に申し上げると、公布されたのが今年の6月14日ですから、そこから起算して9か月を超えない範囲内において政令で定めてから施行されるということになっておりますので、来年の3月13日までに施行される予定であります。

改正法では、有害鳥獣駆除に従事している者が所持しているハーフライフル銃につきましても当該改正の適用対象となりますが、経過措置として、改正法施行前にハーフライフル銃を所持している方につきましては、これまでと同様の許可基準で所持することができます。

また、改正法施行後でございますけれども、新規にハーフライフル銃を取得しようとする者は、ライフル銃の許可基準が適用されるところでありますけれども、警察庁において許可対象となる「事業に対する被害を防止するため獣類の捕獲を必要とする者」の要件を広く運用して、獣類による被害防止に支障が生じないようにすることを検討しているものと承知をしております。

**鍋嶋委員** そもそも、ハーフライフル銃というのはどういったものかといいますと、普通の散弾銃と違い、またライフル銃とも違う。散弾銃の銃身に溝を切っているものであって、一発弾だといったものを使うときに非常に距離を飛ばすことができ、有効に熊などを捕獲できるものであります。今持っている人はもちろんでありますけれども、これから熊が増えてくればそういったものを処理する人たちがまた増えてくるということで、十分また配慮していただければと思います。

たまたま使用されたのがハーフライフル銃だったというだけでそういう規制をするのは、非常に私たちとしてはちょっと遺憾なところもありますので、富山県はそういった事故が起きていないので、そういったところもしっかりと対応していったい

ただければ本当に助かることでもありますので、よろしくお願ひ  
します。

次の質問であります。

今ほど述べました最近の銃を用いた事件の発生などに鑑み、  
国から所持に係る管理の厳格化を図るよう通達がなされたと聞  
いています。

私は今月が誕生日でありました。そのことから、先日、3年  
に一度の銃の所持許可証の更新をちょうど行ったところであり  
ます。長野県の事件があったからか、前回の更新時に比べかな  
り更新内容の厳しさを感じたところであります。銃及び銃弾の  
所持について、以前よりもかなり厳格な管理が求められていま  
すが、どのように指導を行っているのか、高木警察本部長にお  
伺いいたします。

**高木警察本部長** 銃砲等は、殺傷用具としての機能を有し、犯罪  
に使用されるおそれがあることから、銃砲等の所持許可のため  
の調査及び審査を厳正に行うこととしておりますが、近年の獵  
銃を悪用した凶悪事件が発生したことを踏まえまして、警察で  
はより一層的確に調査及び審査を行っております。

銃砲や銃弾の管理に関する指導については、獵銃等講習会に  
おいてテキストを使用して指導し、銃砲一斉検査、銃砲所持許  
可更新時調査におきましては、口頭指導または現地確認を行っ  
ております。現地確認では、銃砲そして銃弾の保管庫が基準を  
満たしているか、保管方法は適切であるかなどについて確認を  
し、指導を行っております。

銃砲や銃弾の保管管理は法令に基づき行うこととされており、  
不適切な保管管理などであれば違反として処分される場合もあ  
ります。これは銃砲等が殺傷用具として凶悪事件に悪用される  
などの事件事故を防ぐための措置であり、警察としては銃砲等  
の保管管理について適正に指導してまいりたいと存じ上げます。

何とぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

**鍋嶋委員** 銃を使う者とすれば、殺傷能力を十分分かって使用しているところであります。やはり人を見ることが必要かなと思います。銃自体が悪いわけでも弾自体が悪いわけでもなく、私たちは町のためそして市のため県のために、そういったものを使用しているわけであって、その人を見て、「この人には与えては駄目だ」、そういったことを見ていただければと思います。

今回も更新に当たっていろいろ警察の方が聞きに来るわけです。私たちのところには入善警察署の方が来られて、3時間ぐらい家であれこれと聞かれ、こちらは、すみません、すみませんと言いながら話を聞いていました。私たちもそれに付き合うというか、話を聞かれるのは当たり前ですけれども、警察の人たちの業務も増えるということで、非常に大変かなと思いますので、もう少し考えてやられてもいいのかなと思います。

また、最低限の銃しか持たない、必要以上の弾を持たないというのは十分分かります。けれども、ふだん使わない、熊やイノシシが出たときに使うスラッグ弾、一発弾といったものを保持していることがたくさんあるわけです。そういったものもどうにか処分しろと言われても、いざというときになかなか使えなくなってしまう。こういった事態に陥ります。

それでは、そういったものが出たときに、役場の人に「じゃ、持ってきてくれ」と言えることにしたとしても、役場で保管できるのか、そういった問題にもなってくることから、もし可能であれば、警察で保管するのが一番いいのかなと思います。個人で保管してはいけないのであったら、警察署でそういったときだけの弾を保管してもらって、通報が入ったときに有害鳥獣駆除隊が集まって、「この弾を使ってください」と配るとするのはできないのでしょうか。

**高木警察本部長** 猟銃等の銃弾は火薬類取締法で規制されており

まして、同法は銃弾の所持者について規定しております。同法は、猟銃用火薬類の譲受けの許可を受けた者はその銃弾を所持することを認めておりますが、その他の者が銃弾を所持することは、残念ながら原則認めておりません。また、警察で銃弾を保管する場合には、新たに保管設備を設けたり、保管管理者などの人員を配置するなどの対応が必要となります。

したがって、猟銃用の銃弾は法令に基づき、猟銃用火薬類の譲受けの許可を受けた方が、適正に保管されますことをお願い申し上げます。

**鍋嶋委員** ありがとうございます。

適正に保管するようにしますので、そういったときのための弾だということでもたまたま理解いただいて、むやみやたらと弾を減らせということはないようにしていただければと思います。

次の質問であります。

有害鳥獣対策については、保護・管理計画、そして狩猟制度の運用、猟銃所持許可の手続、捕獲鳥獣の処理、農林水産物等への被害対策など、県庁内部でも担当課が複数に分かれております。

有害鳥獣対策については関連する分野が多岐にわたり複雑であるため、県民にとってより分かりやすい、有害鳥獣駆除隊や狩猟者にとってより分かりやすい対応が必要だと思っております。他県ではこれらの対応を1か所にまとめて行っている事例もあることから、富山県でもワンストップ窓口を設置すべきと考えますが、新田知事の御所見をお伺いいたします。

**新田知事** 委員の御指摘のとおり、他県では「野生鳥獣の保護管理や狩猟関係」と「農林水産物への被害防止対策」を同一部署で所管している事例があることは承知しています。今県警本部長とのやり取りがありましたが、猟銃所持許可関係の事務は別です。

本県の場合、県庁では野生鳥獣の保護管理及び狩猟に関する  
こと、農林水産物への被害防止に関すること、猟銃の所持許可  
等に関すること、それぞれの根拠法令を所管する部署で役割を  
分担して対応しています。県庁では、です。

一方で、現場を担っているのは県内4か所の農林振興センタ  
ーです。このセンターでは、これも猟銃の所持許可を除いて、  
鳥獣の保護管理、農業被害防止対策、家畜防疫対策、狩猟免許  
の更新など、県民に身近で利便性に関わりが大きな業務につい  
ては、センターで一元的に取り扱っております。

また、鳥獣に関するお問合せや通報があった場合は、その内  
容を確認の上、速やかに担当部署につなぐなどの適切な対応を  
行う連携体制の構築に日頃から努めています。例えば、ツキノ  
ワグマ出沒の場合、県民から県にあるいは市町村、警察、消防  
など、どの機関に通報があったとしても、マニュアルに基づい  
て関係部署に連絡され、連携して人身被害防止に取り組む体制  
を取っています。本当かと何度も聞いたんですが、これをスム  
ーズにできているということであります。

有害鳥獣対策の重要性が高まる中でありますが、県庁内部は  
無論、国や市町村などの関係機関ともさらに緊密に連携すると  
ともに、県民の皆様に分かりやすい対応に向けて新たにホーム  
ページで各種問合せ先を一覧で表示するなど、いわばソフトあ  
るいは運用のワンストップ化で当面对応したいと考えておりま  
す。

**鍋嶋委員** ありがとうございます。

今、知事が言われたとおり、熊だとかが出て通報するのは、  
どこに通報してもしつかり皆さんに連絡が行き渡るようになって  
おります。

ただ、私らが講習はどこでいつあるのかと聞きたいときには、  
どこに電話をかければいいのかまず分からない。1か所にかけて

聞いて、そこだと思ったら違うのでこっちにかけてくれだとか、ここで資料をもらってくれ、ここに資料を出さなきゃいけないと思って出したときはここではありません。そうなっているのが現状であります。

どこか一つの窓口、電話番号一つあれば、ここにだけ聞いてもらえればそこで内線をつなぎますねとか、これはここなのでここに回しますねと。そのようなことをするだけかなと簡単に思っているんですけども、そういったことは難しいことなんでしょうか。

**新田知事** そういうニーズもあると思いますので、最後に申し上げましたが、ホームページで一覧できるようにした、いわばソフトのワンストップ化ということで対応したいと思います。

ここに、高知県のホームページがありますが、ここを見ればどこに連絡すればいいか分かるようになって、最後にはシカ肉料理のレシピ集まで入っているという、大変に手の込んだホームページになっています。こんなことを見習って、運用、またソフトのワンストップ化を進めていきたいと考えます。

**鍋嶋委員** ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の質問、消防団活動の維持について質問させていただきます。

団員の高齢化や被雇用者である団員割合の増加などが消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の、活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが地域における切実な課題となっております。先日の新聞に、全国における消防団員数は4月1日時点で1万5,989人減少し、74万6,681人で過去最少とありました。富山県においては112人減の8,370人と減少の一途をたどっている状況です。

人口減少下において安全な生活を維持するためには、地域の消防防災の担い手である消防団の活動維持が必要と考えるところ



ろであり、県内における消防団員の充足状況と今後の団員確保に向けた取組について、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 消防団は地域防災力の中核であり、人口減少下においても安全な生活を維持する上で消防団員の確保は重要と考えております。

お尋ねのありました県内の消防団員の充足状況につきましては、令和6年4月1日現在で、各市町村の消防団員定数9,931名に対し、県内の団員数は8,370名、充足率は84.3%であり、近年、団員数の減少、充足率の低下傾向がございます。

県ではこれまでも、若い世代に向けた映画館やプロスポーツ会場での消防団PR動画の放映やSNSを活用した広報をはじめ、全世帯に幅広く消防団活動を知っていただくため、テレビCMの放映や県消防団操法大会のユーチューブでの生配信やケーブルテレビでの放映など、消防団のPRに積極的に取り組んでおります。

また、団員の高齢化や被雇用者である団員割合が増加していることから、県ではホームページで本業と消防団の「二刀流」で活躍している方を紹介し、会社に勤めている方でも団員として活動できることをPRするほか、消防吏員や消防団員のOBの方が豊富な経験を生かして機能別団員として日中または災害時などに無理のない範囲で活躍する事例を紹介するなど、地域の実情に応じた団員の確保に努めております。

県としては、幅広い世代の方々に消防団活動に興味や関心を持っていただけるよう、一層の普及啓発に努めるなど、消防団員の確保に取り組んでまいります。

**鍋嶋委員** ありがとうございます。

84.3%ということで非常に少ないなと思っております。

次の質問でもそのこともあるわけですがけれども、こういった

状況の中で、今年5月に私の住む地域で、すぐ私の近所なんですけれども、火災が発生しました。非常に風の強い日で隣接する建物もあることから、一刻も早い鎮火と延焼を防ごうと消防署をはじめ各分団で必死に消火に当たり、どうにか家1軒の全焼だけにとどめることができました。平日の日中の火災ということもあり、なかなか団員がそろわず、到着が遅れた分団もありました。私たちの分団ですら、自分たちの地域だというのに集まったのは10名程度。そして、夜通し、次の日の実況見分が始まるまで、その場でまた火が出ないか見なきゃいけないわけなんですけれども、それも交代なしの4人で一晩中見たのが現状で、まじまじと団員不足というのを感じたところでありました。

このように団員の不足や仕事や高齢化により十分な人員が確保できない事態も想定されることから、そのような状況においても消防機能の維持が可能となるような対策、人が少なくてもどうにか消火できるような対策が必要と考えますが、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 委員御指摘のとおり、消防団員の不足や高齢化が進む中、消防機能の維持は重要な課題と考えてございます。

県ではこれまでも、消防団活動の省力化や効率化を図るための設備や装備品の導入を促進する市町村の消防団活性化事業を支援しておりまして、具体的には投光機や防火衣、持ち運びしやすい軽量型の消防ホースなどの購入に対して補助をしているところでございます。

また、国におきましても、平成31年から消防団設備整備費補助金制度を創設され、省力化に資するトランシーバーやドローン、また今年度新たに少人数での消火活動に使用できる可搬消防ポンプを助成対象に加えるなど、消防団の災害対応能力を向上するための装備品等の導入を支援しておられます。

県としましては、今後、消防団員が減少をする中でも消防機

能を維持できるように、来月開催予定の市町村担当者会議などの機会を通じまして、各市町村に対し一度こうした国や県の支援制度を周知するなど、装備や資機材の導入の支援に努めてまいります。

**鍋嶋委員** 様々な、人が少なくてもできる装備というのが出ておりますので、またそういったことを御支援いただければと思います。

次の質問であります。

火災発生時における初動対応の迅速化に向けては、発災情報の伝達や出動可否の確認情報などの即時性を向上させることが重要であるかと思えます。

私たちの町では火災が起きると各地区にサイレンが鳴り、そして同時に団員にメールで火事の状況が送られます。サイレンが聞こえればすぐ携帯を見てどこで火事だと分かるんですけども、サイレンが聞こえないところにおりますと、なかなかメールが入っても時間のあるときに見てしまうため、後からになって気づくことが多くあります。

入善はまだサイレンが鳴るからいいんですけど、ほかの自治体ではサイレンの鳴らない自治体もあります。そういったところはメールだけで教えているというのがほとんどだと聞いておりますけれども、火災が起きるとまずもってすぐにアプリを使用して団員に送るシステムが幾つも出ております。そういったものを利用して消防団がすぐさまその現場に行けるように、市町村における消防団専用の有用なアプリの導入を促進すべきと考えますが、武隈危機管理局長の御意見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 委員から御紹介のありました消防団用のアプリですけれども、団員全員に素早く発災通知を送信するほか、発災場所や車両の位置をマップ上に示すもの、火災現場への団員の出動の可否の確認が即時にできるもの、火災現場近くの水

利の状況、水の状況です、をアプリの地図上に表示して、現場の即時対応に活用できるものなど、様々な機能を持った便利なアプリが開発されておりまして、消防団の活動をアシストする有用なツールであると考えております。

こうしたアプリの導入に際しまして、他県では国の「消防団の力向上モデル事業」を活用しまして、国の全額負担の下でアプリを導入された市町村の事例がございまして、例えば昨年度導入されました山口市では、災害対応に必須の情報共有、伝達能力が向上したなどの成果が報告されております。消防団用アプリの導入の要否は、各市町村が実情に応じて判断されるものと承知しておりますけれども、まだ県内では導入事例がございません。

県としましては、国の支援制度の周知、あと他県での先行事例やその成果を情報提供するなど、市町村へのアプリ導入を促してまいります。

**鍋嶋委員** 先ほども言いましたけれども、人員不足にもこういったものは役立つとっておりますので、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

次の質問です。

平成29年に準中型自動車運転免許制度が創設されたことに伴い、車両重量3.5トン以上のポンプ自動車を運転することができない消防団員が増えてきております。今後の消防団活動に支障を生じるおそれがあることから、こういったものに支援をする必要があるのではないかと思います。

これまでは、普通免許でも総重量5トン未満の車両を運転することができました。県内のほとんどのポンプ車は3.5トン以上であることから、普通免許しか持たない人は運転できないということになりまして、富山市においては、9月1日現在でありますけれども、団員1,825名のうち普通免許しか持っていない

いは57名もいるとのことでありました。

また、今回操法大会に出場した選手の中で、ポンプ車を取り扱わなければいけない4番員の中にも普通免許のみの人がいたということであり、その場では運転はしないかもしれませんが、そういったことをしっかりと直していかなければいけないのではないかと聞いております。

国のほうから公費助成制度がありますので、準中型自動車免許の取得に関しまして県としても働きかけていくことは大事なのではないかと考えますが、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 平成29年3月の改正道路交通法の施行によりまして、準中型自動車免許が創設されまして、それ以降に普通自動車免許を取得した方が運転できる車両は総重量3.5トン未満に限定されました。これにより新たに普通自動車免許を取得した消防団員は3.5トン以上のポンプ車を運転することができず、消防団活動に支障が生ずることが懸念されております。

このため消防庁では、市町村が消防団員の準中型自動車免許の取得を助成された場合に助成額の2分の1を特別交付税措置する支援策を講じられたところでありまして、今後の消防団活動に支障が生じないように、市町村に公費助成制度を創設するように促しているところでございます。こうした働きかけによりまして、現在、県内では、砺波、魚津、氷見の3市が助成制度を設けておられます。

県では、これまでも予算編成前のタイミングで市町村に対し助成制度の導入を働きかけてきたところでございますけれども、今後とも会議の機会などを通じまして、改めて助成制度の未創設市町村に対して、制度導入を働きかけてまいります。

**鍋嶋委員** せめて自分たちの分団のポンプ車ぐらいは全員が運転できるようにしていくことは、本当に大切なことだと思ってお

ります。よろしく申し上げます。

次の質問であります。

今年7月末に開催されました富山県下消防団消防操法大会についてであります。

今年も非常に暑い日の開催となりました。炎天下の中で競技を実施することはもちろん、手伝いや応援に来る分団関係者にとっても極めて苛酷でありました。消防団員には今後に向けたアンケートが実施されましたが、それらの結果を踏まえて、1か月早めるなどの見直しを検討するべきではないかと考えますが、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

**武隈危機管理局長** 県下消防操法大会は、例年6月から7月上旬にかけて開催されます市町村の操法大会と10月の全国大会の期間中の大体7月下旬頃に開催しておりまして、今年は7月27日に開催したところでございます。

近年の猛暑傾向を受けまして、県ではこれまでも、入場行進の廃止や表彰式の簡素化など大会の時間短縮に努めてまいりました。

委員から御紹介のありましたアンケートですけれども、今年の暑さを受けまして、他県で開催時期や時間帯の見直しの動きがあることから、県内の消防団員に対しまして大会の開催時期や時間帯の見直し等についてアンケートを行ったものでございまして、団員1,500人の方から回答をいただいているところでございます。

アンケート結果は現在集計中でございますので、ちょっと数値的なものは申し上げられないんですけれども、自由記載の欄に記載がありました意見を一部申し上げますと、開催時期につきましては、7月下旬の開催は「熱中症の危険があり負担が大きい」との意見がある一方で、「その他の行事、イベント等などがあるため現行維持でよい」とか、「時期をずらすと梅雨や

台風のシーズンと重なり、むしろ開催に支障がある」などの意見がございました。また、見直す場合の開催時期につきましては、7月上旬がよいという意見ですとか、秋頃がいいという意見もございました。

消防操法大会ですけれども、長い歴史もあり、消防団員の皆さんがとても大切にしておられる大会でございます。県としましては、検討結果なども参考としながら、まずは団員で組織され大会の共催団体でもあります県消防協会と、猛暑対策についてよく話し合ったいと考えております。

**鍋嶋委員** いろんな意見はあるかと思えますけれども、やはりもう最近の暑さはちょっと異常でありまして、テントの中にはいますけれども汗が止まらない状況でありました。そういった中でやはり熱中症も出ると思えますし、非常に危険な状態だと思えますので、ぜひとも少しでも早い、できれば1か月ほど早い開催にするのが妥当ではないかなと思っておりますので、また、そういったところもよろしく願います。

次の質問に入りたいと思えます。

今ほども暑い話を言いましたけれども、私が小学生の頃は夏暑いと言っても30度ほどだったでしょうか。授業以外は晴れていけば校庭で、雨だったら体育館で走り回っていたものですが、今の小学生は暑くなってくると休み時間や大休憩、放課後や学童保育でも暑過ぎて校庭はおろか、体育館にも足を向けないとのことでした。このような実態を踏まえ、児童生徒が季節に関係なく体育館を使用できるよう空調設備の整備が必要と考えます。

今年の夏は6月から8月にかけての平均気温が過去最高となりました。今なお残暑が厳しく、本日も非常に暑い日になると言われているくらいであります。小中学生には勉強も大事であります。みんな走り回って遊ぶことも成長には欠かせませ

ん。また、小学校の体育館は学童保育の実施場所として使用する場合もあるため、児童が運動などを行うことができるよう、夏季休業期間中においても体育館を使用できる環境整備が必要と考えられること。そして、元日の震災を受け分かったように、それらの体育館は避難場所となり得るということから、小中学校における体育館の空調整備を促進するため、市町村に対する県からの支援、国の補助への上乗せ支援を検討すべきと考えますが、新田知事の御所見をお伺いします。

**新田知事** 小中学校の体育館は、今議員が御指摘のように、授業や部活動、放課後の学童保育、そしてこのたびのような震災時の避難所、様々な用途があるということでありまして、空調設備の導入など体育館の環境改善を図ることは必要性が高いと考えています。それは御指摘のとおりと思います。

体育館の空調整備に当たっては、既存の体育館の多くは断熱性能が低いというか、考えられていません。その結果、冷暖房の効率が悪い。また、災害時の停電やライフラインの遮断を想定した場合、熱源の確保をどう図るかなどの課題もあります。なので、熱源をどうするのか、また空調機器の機種はどうするのか、断熱工事の範囲、屋根、壁、窓、出入口などについて、市町村においてそれぞれ整備いただく必要があろうかと考えております。

県内の市町村の中には、再編統合あるいは校舎の老朽化など喫緊の課題への対応のほうが高優先順位が高いとお考えになって、すぐには小中学校の体育館の空調整備を進めづらい状況もあると伺っております。

一方で、公立小中学校の体育館の空調整備について、国のほうは進めようという意図がありまして、来年度まで国庫補助率が3分の1から2分の1へ引き上げられています。来年度まで。そして、地方債などを活用すれば実質25%の市町村負担で整備



できる場合もあります。このような機会を捉えて小中学校体育館の空調整備を進めていただければと考えており、情報提供を行っています。

また、委員から県独自の上乘せ支援の御提案を頂きましたけども、県としては適切な整備手法についてまず幅広く知っていただくことが空調整備の促進に有効ではないかと考えておりまして、実は今日から先進事例について調査に行っております。その結果を市町村にフィードバックをしていきたいと考えております。

体育館の空調整備に必要な情報を市町村に提供するとともに、国に対しては必要な財源の確保、国庫補助採択の働きかけを行って、小中学校の体育館への空調整備の意思を持たれる市町村の支援をしていきたいと考えております。

**鍋嶋委員** ぜひとも、何よりも子供たちのために、そういったことを実現できることを願っておりますので、またよろしく願います。

それでは最後の質問に入りたいと思います。

昨年12月の予算特別委員会でも質問させていただきました北アルプス横断道路構想についてであります。

平成の初め頃から構想があるこの北アルプス横断道路構想でございますが、元日に発生いたしました能登半島地震を受け、災害時における救助や物資の輸送などの広域支援にも資するため、構想ではなく現実に向け動き出すべきとより一層感じたところであります。

前回も話させてもらいましたが、富山県は日本海側有数のものづくり県でもあり、400年以上の歴史を有するくすりの富山でもあります。それらの製造に当たり、富山県を横断する国道8号、縦断する国道41号を使い多くの原材料が入荷され、出来上がった製品、商品は全国各地に出荷されていきます。関西方

面、東海地方へのように、関東甲信地方へのスムーズな物流を考えるとともに、観光などで行き来する関係人口や移動などに立ち寄ってもらえる交流人口の増加にも、この富山県と長野県の間にはそびえ立つ北アルプスを貫き、両県をつなぐ北アルプス横断道路は必要不可欠ではないかと改めて考えるところであります。

富山県と長野県にとって、この一大プロジェクトの実現に向けては、両県のトップである新田知事と阿部守一知事の知事同士で議論を交わし、心を一つにして力強く進めることがまずもって何よりも重要であると思っております。

そして2期目に向けた知事の公約であります八策の一つに、新しい社会経済システムの八策が入っております。その中に、インフラ・県土強靱化、まちづくり・公共交通、新産業戦略、観光、こういったものにも十分共通するところもあるかと思っておりますので、早期の意見交換の場の設定に期待するところであります。新田知事の思いをお聞かせください。

**永森委員長** 新田知事、時間が少しなくなってきたので。

**新田知事** 北アルプス横断道路は、実現すれば長野県だけではなく首都圏とのアクセスが向上し、物流の効率化、産業の活性化や観光振興などに寄与する夢のある構想であり、本県では富山県新広域道路交通計画において構想路線に位置づけております。

この構想を実現に近づけていくには、やはり長野県がポイントでありまして、長野県の広域道路交通計画に位置づけられること、その上で両県を結ぶこの横断道路の必要性について国レベルのコンセンサスを得る必要があると考えております。このため、本県と長野県の双方で機運を高め合い、観光、産業をはじめ幅広い分野で連携を強化していくことが大切です。

これまで事務レベルでは昨年に引き続き5月に長野県の道路部局と意見を交換したほか、今後関係する4県で構成する北ア

ルプスゴールデンルート推進協議会も活用して、長野県も含む各県の意見を伺うことにしています。隣県との交流を進めていくことはもちろん重要であり、私も長野県の阿部知事とお会いする際には意見交換をしたいと考えております。昨年、入善御出身の上田英俊衆議院議員の国会での質問を通じて、長野県も少し動きがあったと私も理解をしております。

県としては、引き続き北アルプス横断道路構想推進会議と連携、協力して、本県と長野県、また両県の市町村間における交流が深まって機運が高まるように、国交省、長野県、関係市町村とも意見交換しながら、夢のある構想の実現に向けて息長く取り組んでまいりたいと思います。

私のマニフェストについても御心配いただきましたが、できることだけ書いては駄目なわけでありまして、このような挑戦するテーマもやはり必要だと思っております。熟慮したいと考えております。

**永森委員長** 鍋嶋委員の質疑は以上で終了しました。